

珠事記

本朝武林原始

卷七之八

1142	一七二六〇	和書門
七三	二二六〇	
冊架	函號	類

五三函	七三六〇	和書
九架	七	
冊架	冊	號類

内閣文庫	
番號	和 17260
冊數	7 (7)
函號	153 258



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



本朝武林原始卷之七

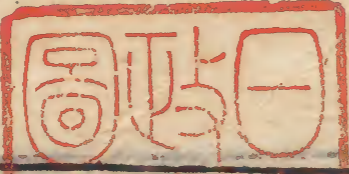
公備器之部

鮪旗

淺草 日夏繁高 著

日本書紀齊明帝四年條鮪旗釋日本紀曰私說味

譯師後說云今現在此旗之頭如鮪



日本書紀

日本書紀神皇后紀曰旌旗錯亂則士卒不整

八幡本記曰皇太后所賜者大旗小旗代云由不也

旗小旗と云云一初書浦所何り 初浦ハ筑

又云後漢書并初書良山の如りに之韓を付らふ

本朝武林原始 卷之七

うに倭紙張りせりふを錦旗を造りて一送証
有り又云筑前多紀邑の隣村深井山に陸深松とて
大なる松ありと神后旗を造りけりふりて
加よ此石河村にありて
仙覚萬葉集抄四巻に云いあきまの多かりて
あぐとわのりてけり

軍防令義解曰幡者旌旗總名也將軍所載曰纛幡
隊長所載曰隊幡兵士所載曰軍幡也

東鑑曰千葉介常胤獻新調御旗任入道將軍家
御旗寸法一丈二尺二幅也又有白絲縫物上の方伊

賴義

勢大神宮八幡大菩薩下縫鳩一羽相對云云是為奥州
追討也

参考古年紀に御軍の御旗は錦の御旗なりて
天照大神八幡大菩薩と合れりて御旗なり

後金志に補陀落との寶物に平家赤旗一流幅二布也
又五寸九高八千軍神と云付あり

旗銘

神皇正統記云弘長十年十月二日先皇乃皇代去つり
一しとて參後右近中納源賴家御を佐與りて
さる儀に和漢の籍名を業として相傳不仕政務なり

其類乃成のこしをまじひ侍りし一使途の方しも有り
武勇れ義もまたつとつぬ事なりはたがひるに
ももる家既し一統しぬ文武の道つらかりたるを
昔の皇子皇孫も一執政大臣乃多孫のこし多るは
軍のよもさし一今より武成かひる藩屏するべし
信治と侍らばし侍給をう志免あはぬぐの兵
器さく下し捨る任國よたむし事と終る之しと成
く侍らばるなりは成物也

東鑑云文治五年九月廿日小山下野大丞政光入

道郎等保志黒次郎永代六次池次郎等同賜旗
袋依勳功之賞下賜之由所被加銘也盛時書之

旗袋

去年記是利原上洛條し侍給さくして凶徒を討逐治作
一とて綿袋に入がく自号をよつせらる新田長利權執
條し徳念ふまじ八條殿後とて軍の時給さく侍らる
られし二門あり侍給あり錦の袋しつとて侍らる

蟬本

去年記し遠侍候るるに蟬本白く志するま所の旗竿の
もと云錦の侍給候本白く志する旗竿に似く

乳付旗

南方記傳曰康正二年長島山政長將軍の命以て
同之義統はもとのと傳へし内ありしむい蓋根小おて
合戦政長義統下家ありたり旗のこもたて敷味方つ
ちぞたあへし政長のなりはつらる是本朝のなりのもど地
が利

案ずるに吾家傳記に上たる統を由治承の比耳付旗
物事うりこころも用るくわしかり家所家の末より當
ら年付旗は用ゆと何れは記せ給てし中葉物事
たりあはらりしとを傳與きたるもいれり古代より何れ

ありしん

馬幟

信長記云水標の比といふ幟ありしとがえ龜の比と利
婦と別くも伝ありと今いさるし之事

甲陽軍鑑云馬幟と小條氏康家の大なるがのを始
業するに中興武田家よせ七代わ偽の旗は圓居し
と云ふもその子孫をさ幟とす小幡景憲はし蓋は
秀吉に時より小幡幟婦の是信長公の討す又お面い
命きし物伝ありと云ふもいさるし

幕

明帝紀曰毗羅夫連手執弓箭皮楯就槻曲家不離
晝夜守護大臣

參考孝平記一より日軍を引上木丸舟を主人を六子能人
と幕抄楯楯楯一の事

本朝武林原始卷之七終

本朝武林原始卷之八

兵事之部 日夏繁高著

男軍女軍

日本紀曰神武天皇男軍女軍は用と山城をや
り小男軍女軍ハ是豈國法法の檢典といふ
神武紀は考るに甲寅年十月神武帝日向玉
子吉備國より舟楫を造るに成平三月何内
國奉香邑自角津にありあは月皇所騰論山
甲州より入る志多長隨兵を率之防を多
命法矣にありり利なり故より皇引軍還利

張修始あてりていふに

軍令

日本書紀曰皇后親執斧鉞令三軍曰金鼓無節旌旗錯亂則士卒不整貪財多欲懷私內顧必為敵所虜其敵少而勿輕敵強而無屈則奸暴勿聽自服勿殺遂戰勝者必有賞背走者自有罪

貞原前曰此軍令ハも同約ありてくを記せと深し
後兵の檢受とてあえおとくハ聖人の兵以月ひあ
る月官司るの法も是よかた家來河の處々々

續日本紀曰和銅二年三月壬戌陸奥越後二國蝦

夷野心難馴屢害良民於是遣使徵發遠江駿河甲斐信濃上野越前越中等國以左大辨正四位下巨勢朝臣鷹為陸奥鎮東將軍民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯為征越後蝦夷將軍內藏頭從五位下紀朝臣諸人為副將軍出自兩道征伐因授節刀并軍令

陣法博士

日本書紀曰天武十二年冬十月甲申朔丁亥詔諸國習陣法持統七年十二月丙辰朔丙子遣陣法博士等教習諸國

陣法

續日本紀曰天平寶字四年十一月丙申遣授刀舍人春日部三關中衛舍人土師宿禰關成等六人於大宰府就大貳吉備朝臣真備令習諸葛亮八陣孫子九地及結營向背同五年十一月丁酉正五位下吉備朝臣真備為西海道節度使從五位下丹治真人土作佐伯宿禰美濃磨為副判官四人錄事四人筑前筑後肥後豐前豐後日向大隅薩摩等八國檢定船一百二十一雙兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十人皆免三年田租悉赴

弓馬兼調習五行之陣其所遣兵士者便役造兵器

軍防令義解曰凡軍團大毅領一千人少毅副領

凡謂兵滿一千人者大毅一人少毅一人六百人以上者大毅一人少毅一人五百人以下者唯置毅一人也

校尉二百人旅師一百人隊正五十人凡兵士各為

隊伍謂五十人為伍也便弓馬者謂弓者步射也馬者騎射也為

騎兵隊餘為步兵隊主帥以上當色統領不得參雜

謂主帥者隊正以上校尉以下也當色者步騎各有所色別也不得參雜者一隊之內不得步騎混雜也

凡將帥出征兵滿一萬人以上謂一萬二千人以下何者滿三千人得一

軍五將軍一人副將軍二人軍監二人軍遣四人錄

事四人謂軍遣者大主典也錄事者少主典也五千人以上謂九千人以下也

減副將軍軍監各一人錄事三人三千以上謂四千人

也減軍遣二人各為一軍每總三軍大將軍一人謂

萬人以上上及五千人以上上并三千人以上各為一軍

故云三軍其三軍官者大將軍一人將軍三人副將

軍四人軍監四人軍

遭十人錄事八人

陸奧話記曰定諸陣押領使清原武貞為一陣橘貞

賴為二陣吉彦秀武為三陣橘賴貞為四陣賴義朝

臣為五陣又分三陣一陣將軍一陣武則真吉美侯

武忠為六陣清原武道為七陣

節刀謂凡節者以

軍防令義解曰凡大將出征皆授節刀牛尾為之

使者所擁也今以刀劍代之故曰節刀雖名實相異其辭所用者一也

日本書紀曰天神謂伊弉册尊曰有豐葦原千五百

秋瑞穗之地宜汝往循之賜天瓊戈王者遣將賜節

此景行帝四十年四月東夷多叛秋七月以日本武

尊授斧鉞東征是上古將帥授斧鉞之始乎繼體帝二十一年筑

紫國造磐井陰謀叛逆猶豫經年恐事難成恆伺間

隙云天皇詔大伴金村物部大連麿鹿火許勢大臣

男入等曰筑紫磐井反掩有西戎之地今誰可將者

大伴大連等僉曰正直仁勇通於兵事今無出麿鹿

火右天皇曰可秋八月辛卯朔詔曰咨大連惟茲磐

并不從汝祖征物部麤鹿火大連再拜言嗟夫磐井
西戎之姦猾負川阻而不庭憑山峻而稱亂敗德反
道侮嫖自賢在昔道臣爰及室屋助帝而罰拯民塗
炭彼此一時唯天所贊臣恆所重能不恭伐詔曰良
將之軍也施恩推惠恕己治人攻如河決戰如風發
重詔曰大將民之司命社稷存亡於是乎在勗哉恭
行天罰天皇親操斧鉞投大連曰長門以東朕制之
筑紫以西汝制之專行賞罰勿煩頻奏
續日本紀曰延曆七年十一月庚辰征東大將軍紀
朝臣古佐美辭見詔召昇殿上賜節刀因賜敕書曰

夫擇日拜將良由綸言推轂分閫專任將軍如聞承
前別將等不慎軍令匿闕猶多尋其所由方在輕法
宜副將軍有犯必罪禁身奏上軍監以下依法斬決
坂東安危在此一舉將軍宜勉之因賜御被二領兼
帛三十匹錦三百屯是後代給節
平家物於田芳八胡敵をまゝに外ちくむる軍を
先之糸内一々節刀依給の神詔南殿へ出御しを清階下
に降き門内辨外舟の公卿系列しと中儀の節令依
りつる副將軍各礼儀を正して是後賜の承平天皇の
證蹟を之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

盛があつた守源義親追討の爲に山崎へ下向せし例に
やうに於平治のつとに彼宿所を移すは首にわけをせり
まじり

太平記曰内膳外膳八座八省階下に陣を張り中後の
節に山崎におきたりし節を被下治承五年に権亮三徳
中将惟盛が討つ追討の時、於山崎に給ふは不吉の例に
して又慶長元年此例を以て被追討る義貞が節を賜ふ
二條河東へおきたるは宿所二條を舍て舟田へ道をき
しけ付の勢を度奉りて後編之を討つに中門の程を切
取らば是、嘉承二年に被追討る義貞が節を賜ふは不吉の例に

西へりし時の例に

賜旗

秋月系圖曰朱雀帝天慶年中藤原純友退治之時
賜錦旗天國刀於大藏春實

盛衰記に八幡を以て家秩又十郎武綱小白旗を以て
又云兵衛佐頼朝卿二文字結尾を以て佐佐木昌俊に賜て
後經を以て

太平記亦云上船より小式大友菊池等へ輪舟に錦旗
紙を以て被下又云一文巾勢心親王の内裏より被下るる
錦の御旗紙を以て

五代一覽ノ永享年中鎌倉持氏追討ありて上
杉中務少輔持房ノ杉原授けし海乃の兵を僅ニ鎌倉
城攻めしむ

鎌倉に上右ノ節度と賜り中右の東を杉原物と送
信成討めしむ事多し

賜采牌

甲陽軍鑑曰そのころ新羅三島美老ノ御父新義持年
より美老ノ三島目とつゞぎ武老をいふなり天子よ
り旌具を給ふ某も美老ノ辰申りて頼義云則
某も美老ノ辰申りてたすふなり

或記曰慶長五年六月廿四日使秀康卿為東征大
將軍賜采牌并二刀

賜扇

蓋表紀ノ美後守小日出ノころ扇を鷲尾に賜て是
め敵を中めしむ事多し

城郭

日本紀神武帝紀曰作城處號曰城田
和事始云城田ハ大和五十多郡あり
當座る城田此の中景武四家山本勸助より始
る甲陽軍鑑曰城を取て城田を安ふハ右回道灌

武藝

日本書紀綏靖帝紀天皇武藝過人
日本後紀曰延曆十五年三月庚戌命諸國舉武藝
秀衆者

氣

陸奥話記曰武則真人進賀將軍曰貞任失謀將梟
賊首云又賊氣黑如樓是軍敗之兆也官軍必得勝
矣將軍曰子言是也吾亦知之

雁亂列

後三年物語曰將軍北征時至金沢の柵といふ所

決さぬまゝ露の露とく志て野山依かくさる一町の斜る雲
よとくさる所利鷹陣ある地よ成がれく四方にちかて
さぶの軍もさかよそはくくわやまおどろきさく兵を
志て那もはゆましむわんりごとくまむしの中より三
十餘騎乃つえとの板あづねするもままかくしをけり
將軍北征の時を討つるに戦つるにさゆりぬ
義家の御代を志すに治教へ糸とく久任はせめん事
かどりもる依に御代房卿ある事とく義家より武士の
合戦の事と志ぬしむやれごとく後へおは義家が部
関とつごまかどおは依けやまきさるひふたおはるるこおし

ついでに家よりいりて城を家後家は成すなり其年ある
らんといふ所のかられり其年以後よりあるといふ事
しりて其後彼卿よりいひて成すなり其利後家より
文書より成すなり其年以後より成すなり其年以後
より成すなり其年以後より成すなり其年以後より
成すなり其年以後より成すなり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり

剛臆座

後三年物語曰柵城せむ事敷りたをよぶといふ事
なれりといふ將軍は其年の事なれりといふ事なれり
目出たる剛臆の座なり其年以後より成すなり其年
以後より成すなり其年以後より成すなり其年以後
より成すなり其年以後より成すなり其年以後より
成すなり其年以後より成すなり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり

見ゆる者ども一なる事なり臆病なるもの成りて其
事なり其年以後より成すなり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり
其年以後より成すなり其年以後より成すなり其年
以後より成すなり其年以後より成すなり其年以後
より成すなり其年以後より成すなり其年以後より
成すなり其年以後より成すなり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり

案よりい甲陽軍鑑より板垣後河守信形上功より其
三膳下功より一膳五功の事なり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり
其年以後より成すなり其年以後より成すなり其年
以後より成すなり其年以後より成すなり其年以後
より成すなり其年以後より成すなり其年以後より
成すなり其年以後より成すなり其年以後より成す
なり其年以後より成すなり其年以後より成すなり

首化粧

陸奥話記曰永承六年二月十六日獻貞任經清重
任首三級京都為壯觀車擊轂摩肩先是獻首使者

祀の利令を以て兵は正統回昔八幡を以て家集
 州征伐しとくを功矣 帝威威有解矣於是以家集
 去と曰は家乃兵は征伐と我家の法と一以て帝の
 後を以て征伐と 帝即大に匡房に祈しとて是し
 て家集の法と一以て匡房の法と一以て家集の法
 廣お少於と家傳の兵は征伐家集の法と一以て
 手戊午三月上る之新征と新も同く是征請と家
 集の法と一以て武田世と武田を不征時征とて
 紀一は征伐と

播磨則曰昔の禮大神武田を以て一征伐とて

徳の征伐なりと一征伐員ら納と士卒の志先よを以
 と名集りけ自身を力あると一あむ多し一軍も
 働と吹かぐ一旗一本馬上よして法一全被かると
 のせんきくと一とらぐい擧多し一とらぐいあまを
 ら征考と一よとらぬ意よのどんどの大器を納と
 刀おとえ強りぬ征の法とて百六十年の志先の風
 めとそれをもいふに合戦の風もかり征年委と成
 たり故と云はらむ征とらむのむべうと征考の法と
 も合戦の天文の比とるる六七年と征考甲信巻尾載
 相此法征の征法可追とあり

兵法宗旨曰近世以兵法名其家者多然皆不可較
穀於甲陽法者遠矣其業甲法者亦未必盡善也所
謂善者能知古法而不拘其法能精書傳而不泥其
蹟一貫於胸中為己之有者未聞其人也名世者猶
然矣況求書於市鄽以辯給欺眾人者與守師家之
私簡不嘗受古法者乎○夫兵法者指萬世不易之
體而言如彼臨機應變戰術謀計皆兵之術而不得
之謂法今談兵者既不知古法則見術為法或評故
戰記舊計為不易之法其妄甚矣欲學兵者就有法
而可也○甲陽軍鑑當時之奇書而兵家必可讀之

書也版行軍鑑多脫落錯簡以景憲書補之可也○
近世兵家者流談古戰而作木偶人列之飾之云川
中島之戰場如此戶石三增者如斯操其木偶人殆
類傀儡師又謂戶石者村上何以失利何以取後可
加工夫而以是為兵法之傳或取集一騎前軍為兵
法之奧自言信玄流亦無違之外之而立何師聞者
不察卻為信然嗚呼武道之類敗至此可悲哉

本朝武林原始卷之八終

本陣左林... 不察... 然之... 既... 中... 近世... 故... 夏... 律... 底... 且... 博... 讀... 歷... 世... 史... 傳... 遍... 考... 兵... 家... 舊

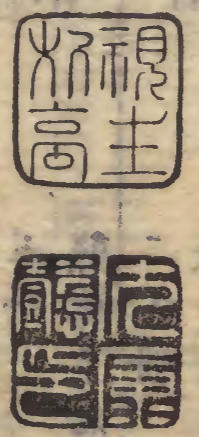
兵家原始跋

近世雖言兵道者較多而造其道之蘊奧尋其器之淵源辨其事之故實者蓋未之有也吾平今自夏氏繁高先生嘗得長平甲家師律乃繼堀貞則之統而能究其到底且博讀歷世史傳遍考兵家舊

式蓋於所謂蘊奧淵源故實莫所
不盡也故平日談論及所著之諸
篇皆以有益于論後進也於今此
篇之著述也亦可見焉耳余自少
從學先生恩教有餘今將使人
知其才之雄偉而非非常於是不揣
譎陋謾叙俚言以加其尾云

卷之六
十五

享保甲辰閏四月日武田兵學者流
門人參州源姓松平康懿中孺拜書



享保十二季丁未沽洗穀旦

日本橋通壹町目

須原茂兵衛壽梓

友
卷之二

一六

姫切見
三十一冊
中村惕齋

廣益地錦抄大全
十六冊
草花養法

運氣論全解
十二冊
閔流子

武馬必用
五冊
齋藤主稅

易學啓蒙全解
十二冊
同上

筆法蒙引
二冊
赤井得水

武家俗說辨
六冊
神田白龍子

百壽百福圖
掛物

有職小說
五冊
榎島氏

心學文集
五冊
熊澤了海

近思錄便蒙詳說
廿六冊
閔流子

易經直解
二十冊
張居正

最明寺殿人國記
四冊
諸國風俗記

小町家集
二冊

江都 日本橋 千鐘堂

須原茂兵衛梓行

大坂書林森本文金堂藏板目錄
心齋橋唐物町
河内屋太助

五經大字
道春点再刻
全十冊

七才子詩集
小本
全一冊

四書安永板
道春点
全十冊

同 掌故
勢州中條中郎著
全三冊

武備志
明茅止生著
全十冊

此書八唐詩選ノ掌故ノゴトク詩中ノ故事出外ラモ
ラカク頭各ニテ注釈シ初學詩ヲ解スル便トナス
同 註解
全三冊

事文類聚
全百冊

同 國字解
全二冊

大明一統志
全六十冊

同 七律解
全二冊

小雲樓稿
大典禪師詩
丈尺腕ホヲ集ム
全六冊

同 三ノ解
三冊
七子近体詩二冊

徂徠集
詩丈尺腕ホヲ
全二十冊

同 澤說
一冊
同 斧斤集
二冊

金華文集
平子和先生著
全四冊

同 七子傳
一冊
同 正考
一冊

女七才詩集
小本
全一冊

江村銷夏錄 清高寺著 全六冊

發蒙書東式 小宮山君延著 全三冊

白石先生鬼神論 新井筑後守著 全二冊

唐明詠物詩類函 角有則編 全五冊

子華子 全二冊

詩學熟字小筌 小本 全二冊

鬼谷子 全二冊

韻會字引 全一冊

書翰指南抄 蒙所先生書 全一冊

唐音和解 全二冊

新刻蒙求國字辨 東山著 全六冊

鮮玉韻府 全九冊

古文眞寶 大字再刻 全二冊

王氏詠物詩選 王長興著 全三冊

四声韻會玉篇大全 大本全冊

初學作文圖牋 川合襄平著 折本一冊

日本名勝詩選 學半塾輯 小本全冊

南海先生詩訣 祇南海著 大本一冊

歷朝名家詩話 附詩問 小本冊

武用辨畧 洛東木下義俊輯 全八冊

武用寶鑑 全六冊

本朝武林原始 日夏繁高著 全七冊

武用寶鑑 全六冊

小學正文 片假名付 大本二冊

古注四書字引大成 小本冊

翻刻隸續

宋洪景伯先生著 箱入 全四冊

此書ハ凡ソ漢魏晋ノ碑碣石經儀礼左傳ノ遺文石闕神道ノ題字宅舍壙墓ノ甍石羊石虎ノ刻テアラフメサル者ナレニテ圖象アリ実ニ雅人座右ノ展玩是ニキル樂ナレ

平天儀圖

彩色撮一帖

同圖解

合本箱入二冊

コノ書ハ天体ノ圖ヲ詳カニ五色ヲ以テ彩トシ又圖解一冊ヲソテ學者サトリヤスカラシム

天學指要

西村遠里著 全四冊

此書ハ天文学ノ奥旨ヲ国字ニテクハシクトケリ初学必ヨムヘキノ書ナリ

孫子經典餘師

溪百年著 全三冊

コノ書ハ平カナテ分リヤスク注セリ一タヒ此ヲヨム者ハ直ニ兵法ノオモムキヲ會得スルナリ

為學初問

周南先生著 平カナ 全三冊

コノ書ハ道理ノ根本學問ノ淵源儒仏神ノ旨ヨリ和漢ノ真贋諸儒ノ得失ナトヲクハシク論シ又自己ノ意ヲ述テ發明スルヲトケリ大ニ初学ノ惑ヲトクノ書ナリ

橘庵詩鈔

全三冊

胡蝶庵隨筆

全一冊

列子國字解

全四冊

肉蒲團

全五冊

世說系譜

柚木太玄著 全三冊

袖珍韻鏡

中本一冊

